

## ■綾部市

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
綾部市工場設置 奨励条例	S61.6	○市内で機械等を新增設した企業で、取得合計額が1億円（中小企業は500万円）以上の企業	○新增設した機械等、それぞれの固定資産税課税標準額に次の率を乗じて得た額を課税初年度から3か年、奨励金として交付 第1年度：0.800% 第2年度：0.450% 第3年度：0.275%
綾部市工業団地 企業立地促進対 策補助金交付要 綱	H12.3	○綾部市工業団地に工場用地を取得した企業	○用地取得価格の0.5%を補助金として交付
綾部市工場用水 使用料支援補助 金交付要綱	H18.3	○京都府工業用水道が整備されていない区域への新規立地及び既存企業で、検針月（2ヶ月毎）の工場用水使用量が1,000m <sup>3</sup> 超で、かつ年間総使用水量が6,000m <sup>3</sup> 以上の企業	○上水道使用量に対しての補助金を交付
地域再生支援利 子補給制度	H23.3	○市内で新たに操業する企業で、国から指定を受けた金融機関から融資を受けた企業	○指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間、金融機関に対し利子補給金（0.7%以内）を交付
綾部市中小企業 生産設備リース 導入支援助成金 交付要綱	H25.3	○市内工場にリース会社とのリース契約により契約額合計500万円以上の生産設備を導入した中小企業	○助成対象経費にリース日数及び助成金交付年度の前年度1月1日現在の長期プライムレートを乗じて得た額に365で除して得た額を助成金として交付（限度額50万円）